

塩尻市地域防災計画

資 料 編

令和2年度修正

一部抜粋版

塩尻市防災会議

令和2年度 塩尻市地域防災計画資料編 修正一覧

章	節	項目	主な修正・追加項目
資料編			
	資料1	気象統計	情報の更新
	資料2	過去に発生した主な災害	情報の更新
	資料3	観測所等一覧表	危機管理型水位計(県で設置)や河川カメラ(市・県で設置)を追加
	資料4	市内防災関係機関	組織再編等に伴う変更
	資料5	指定行政機関等	組織再編等に伴う変更
	資料6	被害状況報告書等の様式	県の計画に基づき文言を一部修正
	資料11	塩尻市防災会議委員・専門委員名簿	第10号委員の一部修正
	資料14	スピーカー付庁用車輛	組織再編に伴う変更
	資料15	同報系防災行政無線設置場所一覧表	檜川地区のデジタル化に伴い、記載を修正
	資料16	移動系防災行政無線呼出番号一覧表	組織再編に伴い、備考欄を追記
	資料17	塩尻市災害時応援協定等一覧表	情報の更新
	資料42	災害発生時における避難者支援に関する協定書(株式会社信毎販売センターふれあいネット等)	再協定に伴い、内容を修正
	資料67	災害時における公共施設応急対策業務に関する協定書(塩尻市電気工事協賛会非加盟業者)	新規追加
	資料69	災害時における相互協力に関する協定(中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー)	新規追加
	資料73	災害時に係る情報発信等に関する協定(長野県行政書士会松本支部)	新規追加
	資料74	災害時の医療救護についての協定書(松塩筑助産師会)	新規追加
	資料75	災害時における宿泊施設・設備等の施設利用等に関する協定書(長野県総合教育センター)	新規追加
	資料76	災害時における宿泊施設・設備等の施設利用等に関する協定書(長野県林業総合センター)	新規追加
	資料77	病院及び診療所	情報の更新
	資料82	指定避難所・指定緊急避難場所一覧	情報の更新・場所の追加
	資料84	主要備蓄品一覧	情報の更新
	資料104	要配慮者等関連施設一覧表	施設の追加(浸水想定区域の拡大等に伴う)

◎災害直前対策関係

資料3 観測所等一覧表

(1) 雨量観測所

所属	観測所名	位置	備考
気象台	松本	松本市沢村 (松本特別地域気象観測所)	有線ロボット気象計
国土交通省 (千曲川)	贄川	塩尻市大字贄川	自記テレメーター
県	琵琶橋	塩尻市洗馬下平	自記テレメーター
県	奈良井ダム	塩尻市大字奈良井字表塩水	雨量テレメーター
県	萱ヶ平	塩尻市大字奈良井国有林 38 は林小班	〃 (11/1~5/5 閉鎖)
県	贄川	塩尻市大字贄川字折戸 1215-2	テレメーター (砂)
県	農業試験場	塩尻市大字宗賀 1066-1 長野県野菜花き試験場	自記
県	畜産試験場	塩尻市大字片丘 10931-1 長野県畜産試験場	自記
市	塩尻消防署	塩尻市広丘高出 1486-802	テレメーター
市	洗馬支所	塩尻市大字洗馬 2550-2	テレメーター
市	北小野支所	塩尻市大字北小野 48	テレメーター
市	片丘支所	塩尻市片丘 4758-7	テレメーター
市	塩尻東支所	塩尻市塩尻町 648-1	テレメーター
市	広丘支所	塩尻市広丘野村 2036-1	テレメーター
市	宗賀支所	塩尻市宗賀 2658-1	テレメーター
市	木曾くらしの工芸館	塩尻市木曾平沢 2272-1	テレメーター
市	檜川中学校	塩尻市奈良井 1037 番地 3	テレメーター
市	上小曾部浄水場	塩尻市洗馬 4077 番地 124	テレメーター
市	勝弦	塩尻市北小野 1589 番地 1	テレメーター
J R 東海	奈良井駅	塩尻市大字奈良井駅構内	

(2) 水位観測所

所属	観測所名	河川名	位置	備考
松本建設事務所	琵琶橋	奈良井川	塩尻市大字洗馬下平	自記テレメーター
奈良井川改良事務所	長瀬	奈良井川	塩尻市大字洗馬	自記テレメーター
奈良井川改良事務所	奈良井川ダム	奈良井川	塩尻市大字奈良井字表塩水	テレメーター

松本建設事務所	中条橋	矢沢川	塩尻市大字中西条・下西条	テレメーター (危機管理型)
松本建設事務所	水神橋	田川	塩尻市大字広丘吉田	テレメーター (危機管理型)
松本建設事務所	小曾部大橋	小曾部川	塩尻市大字洗馬	テレメーター (危機管理型)

(3) 河川監視カメラ設置場所

所属	観測所名	河川名	位置	備考
松本建設事務所	下花見橋	小曾部川	塩尻市大字洗馬	
塩尻市	奈良井川	奈良井川	塩尻市大字奈良井	
塩尻市	小曾部川	小曾部川	塩尻市大字洗馬	

(4) 積雪観測所

所属	観測所名	位置	備考
市	宗賀支所	塩尻市宗賀 2658-1	レーザー式積雪計

◎災害情報の収集・連絡関係

資料4 市内防災関係機関

(7) その他の公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
東日本電信電話(株)松本営業支店	松本市大手 3-3-9	36-7942
中部電力 P G (株) 松本営業所	松本市埋橋 1-5-3	34-3750
中部電力 P G (株) 塩尻電力センター	大門五番町 16-3	52-2330
東京電力 P G (株) 塩尻送電所	大字広丘郷原 1053	53-1614
松本ハイランド農業協同組合		
塩 尻 支 所	大門六番町 3-56	53-4780
広 丘 支 所	大字広丘原新田 215-12	52-1218
洗馬農業協同組合	大字洗馬 2720-3	52-0108
木曾農業協同組合 檜川支所	木曾平沢 2221-1	(0264) 34-2155
塩尻商工会議所	大門六番町 12-2	52-0258
塩 尻 駅	大門八番町	
広 丘 駅	大字広丘野村	
洗 馬 駅	大字宗賀	
日 出 塩 駅	大字宗賀日出塩	
み どり 湖 駅	大字上西条道畑	
贄 川 駅	大字贄川	
木 曾 平 沢 駅	大字木曾平沢	
奈 良 井 駅	大字奈良井	
(隣 接) {	村 井 駅	(松本市芳川村井南町)
	小 野 駅	(辰野町小野上町)
	藪 原 駅	(木祖村)
塩 尻 郵 便 局	大門六番町 3-1	郵便課 52-1049
塩 尻 大 門 南 郵 便 局	大門一番町 2-6	53-1421
塩 尻 仲 町 郵 便 局	大字塩尻町 37-20	53-1422
洗 馬 郵 便 局	大字洗馬 1917-1	53-1424
本 洗 馬 郵 便 局	大字洗馬 2564-1	53-1423
広 丘 郵 便 局	大字広丘原新田 177	53-1420
北 小 野 郵 便 局	大字北小野大出 297-1	(0266) 46-2104
高 出 簡 易 郵 便 局	大字広丘高出 1847-3	53-1365
北 熊 井 郵 便 局	大字片丘 7871-4	52-0150
郷 原 簡 易 郵 便 局	大字広丘郷原 863	52-2429
吉 田 簡 易 郵 便 局	大字広丘吉田 1425-3	58-6029
桔 梗ヶ 原 簡 易 郵 便 局	大字広丘高出 1496-65	53-1314
大 門 簡 易 郵 便 局	大字大門 1079	52-3404
贄 川 郵 便 局	大字贄川 1591	(0264) 34-2042
平 沢 郵 便 局	大字木曾平沢 1702-3	(0264) 34-2049

奈 良 井 郵 便 局	大字奈良井 399-2	(0264) 34-3049
-------------	-------------	----------------

資料5 指定行政機関等

(3) 指定公共機関及びその他現地機関(抜粋)

機 関 名	防災事務 担当部課	所 在 地	郵便番号	電話番号
日本たばこ産業(株) 長 野 営 業 所	事務管理課	長野市大字中御所岡田町 131 の 5	380-0936	026 (228) 2323 026 (228) 2325 (直)
東日本旅客鉄道(株) 長 野 支 社	安全対策室	長野市栗田源田窪 992-6	380-0921	026 (224) 5306
東海旅客鉄道(株) 飯 田 支 店		飯田市上飯田 5356	395-0000	0265 (22) 7082
日本貨物鉄道(株) 関東支社長野支店	企 画 係	長野市栗田源田窪 992-6	380-0921	026 (266) 7230
東日本電信電話(株) 長 野 支 店	設 備 部 長野災害対策	長野市新田町 1137-5	380-8519	026 (225) 4361
日本銀行松本支店	総 務 課	松本市丸の内 3-1	390-0873	34-3500
日 本 赤 十 字 社	救護・福祉部 救 護 課	東京都港区芝大門 1-1-3	105-8521	03 (3438) 1311
日 本 赤 十 字 社 長 野 県 支 部	事業推進課	長野市南県町 1074	380-0836	026 (226) 2073
日 本 放 送 協 会 松 本 支 局	放 送 部	松本市深志 3 丁目 10-3	390-0815	33-4700
日 本 通 運 (株) 長 野 営 業 所	安全衛生課	長野市北石堂町 1374-1	380-0826	026 (227) 4140
日 本 通 運 (株) 塩 尻 営 業 所		塩尻市広丘野村 1746-1	399-0702	54-2222
中部電力 P G (株) 長 野 支 店	総務部総務課	長野市柳町 18	380-0805	026 (232) 9060
中部電力 P G (株) 塩尻電力センター		塩尻市大門五番町 16-3	399-0732	52-2330
中部電力 P G (株) 中 信 変 電 所		塩尻市大字広丘郷原字南原 933-1	399-0704	52-0134
中部電力 P G (株) 信 濃 変 電 所		塩尻市北小野字笠見平 1-76-5	399-0651	

東京電力 P G (株) 松本電力所	総務グループ	松本市中央 4-1-17	390-0811	33-0220
-----------------------	--------	--------------	----------	---------

機 関 名	防災事務 担当部課	所 在 地	郵便番号	電話番号
東京電力 P G (株) 塩尻送電所		塩尻市大字広丘郷原 1053-8	399-0704	53-1614
中日本高速道路(株) 東京管理局西局	保全企画課	東京都八王子市宇津木町 231	192-8648	0426(91)1171
中日本高速道路(株) 松本管理事務所	工 務 課	松本市島立 1347	390-0852	47-7515

◎活動体制関係

資料8 塩尻市防災会議条例

塩尻市防災会議条例

昭和38年3月13日

条例第6号

改正 昭和48年10月1日条例第33号

平成5年3月25日条例第17号

平成7年3月23日条例第1号

平成12年3月24日条例第1号

平成24年9月27日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、塩尻市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 塩尻市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 塩尻市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 長野県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 松本広域連合消防長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他市長が特に必要と認め任命する者
- 6 前項第8号から第10号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任

者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和48年10月1日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成5年3月25日条例第17号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附則(平成7年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成12年3月24日条例第1号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成24年9月27日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(塩尻市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の塩尻市防災会議条例の規定に基づく委員である者は、第1条の規定による改正後の塩尻市防災会議条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく委員とみなす。

3 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間に委員となる者の任期は、新条例第3条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

資料9 塩尻市防災会議運営規程

塩尻市防災会議運営規程

(昭和49年2月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、塩尻市防災会議条例（昭和38年塩尻市条例第6号）第5条の規定に基づき、塩尻市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 防災会議の招集は、開会の日前7日までに委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(防災会議の委任による処理)

第3条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 会長は、前項の規定により処理したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第4条 専門委員は、防災会議に出席して意見を述べることができる。

附則

この規程は、昭和49年2月14日から施行する。

資料 10 塩尻市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

塩尻市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

(昭和49年2月14日議決)

塩尻市防災会議運営規程第3条の規定により、次の事項は、会長において処理することができる。

- 1 塩尻市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 2 塩尻市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害対策本部の設置に関すること。
- 3 塩尻市地域防災計画の軽微な変更に関すること。

資料 11 塩尻市防災会議委員・専門委員名簿

塩尻市防災会議委員名簿

	機関及び役職名
会長	塩尻市長
第 1 号委員	長野国道事務所副所長
	飯田国道事務所木曾維持出張所長
	陸上自衛隊第 1 3 普通科連隊本部管理中隊長
第 2 号委員	松本地域振興局長
	松本建設事務所長
	松本保健福祉事務所長
	長野県企業局松塩水道用水管理事務所長
	松本空港管理事務所長
第 3 号委員	長野県塩尻警察署長
第 4 号委員	塩尻市副市長
第 5 号委員	塩尻市教育長
第 6 号委員	塩尻市消防団長
第 7 号委員	松本広域連合消防長
第 8 号委員	東日本旅客鉄道(株)塩尻駅長
	東日本電信電話(株)長野支店災害対策室長
	中部電力(株)松本営業所長
第 10 号委員	塩筑医師会長
	塩筑歯科医師会
	木曾広域消防本部消防長
	塩尻商工会議所会頭
	塩尻市建設業協会 会長
	塩尻市水道事業協同組合 理事長
	洗馬農業協同組合代表理事組合長
	松本ハイランド農業協同組合代表理事副組合長
	塩尻市区長会 理事
	公益社団法人 長野県看護協会
	一般社団法人 松本薬剤師会
	塩尻市赤十字奉仕団
	社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会
	塩尻市ボランティア連絡協議会
	塩尻市友愛クラブ連合会
	塩尻市聴覚障害者協会

◎広報・相互応援等関係

資料 73 災害時に係る情報発信等に関する協定（長野県行政書士会松本支部）

災害時における被災者支援に関する協定書

塩尻市（以下「甲」という。）と長野県行政書士会松本支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、塩尻市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において、「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談・手続業務
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法に定める業務に関する相談

2 要請する支援内容は、前項の第1号から第6号に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整のうえ第4条2項に定める方法により行うものとする。

（業務相談対象者）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた塩尻市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により塩尻市外から同市内に避難した者
- （3）前各号の者の親族、介護者又は現に支援にあたっている者で甲又は乙が必要と認めた者。

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシリ、SNS等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、乙は長野県行政書士会とも協力して、

可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時には、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。
2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年8月2日までとする。ただし期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年8月3日

甲 長野県塩尻市大門七番町3番3号
塩尻市長 小口 利幸 印

乙 長野県松本市中央4丁目5番6号
クレストビル3階
長野県行政書士会松本支部
支部長 松島 茂行 印

資料 74 災害時の医療救護についての協定書（松塩筑助産師会）

災害時の医療救護についての協定書

塩尻市（以下「甲」という。）と松塩筑助産師会（一般社団法人長野県助産師会松塩筑地区）（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総括）

第1条 この協定は、甲が策定する地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（助産師の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、大規模災害又は事故等の発生時において、必要に応じ、乙に助産師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、助産師を派遣するものとする。

3 緊急又はやむを得ない事情等により、甲の要請を受ける時間がない場合には、乙は助産師を派遣した後、速やかに甲に報告しその承認を受ける。

（助産師に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する助産師に対する指揮について、甲は乙の長を通じて行う。

（助産師の活動）

第5条 乙が派遣する助産師は、甲が設置する指定避難所及び災害現場等に設置する救護所、その他甲が指定する場所において、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）妊産婦に対する保健指導
- （2）分娩の介助
- （3）じょく婦又は乳児に対する保健指導
- （4）その他必要な事項

（助産師の移動手段）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、助産師の移動手段について必要な措置をとる。

（医薬品の供給）

第7条 甲の要請に基づき、乙が派遣する助産師が使用する医薬品等は、当該助産師が携行するものとする。

2 甲は、乙の派遣した助産師が医薬品等又はその他の資材を必要とする場合は、供給するものとする。

(訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 助産師の派遣に要する経費

(2) 助産師が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 助産師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は塩尻市市民総合災害補償規則を適用する。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、医療救護活動実施細目に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和3年9月30日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヵ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

令和2年 10月 1日

甲 長野県塩尻市大門七番町3番3

塩尻市長 小口利幸

乙 長野県松本市島内4660番4号

松塩筑助産師会

地区長 河村浩子

資料 75 災害時における宿泊施設・設備等の施設利用等に関する協定書（長野県総合教育センター）

災害時における宿泊施設・設備等の施設利用等に関する協定書

塩尻市（以下「甲」という。）と長野県総合教育センター（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における宿泊施設・設備等（以下「施設等」という。）の利用等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の管理する施設等を避難所として利用すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（避難所開設の要請）

第2条 甲は、乙の施設等に避難所を開設する必要があるときは、乙に対し、施設等の利用及び避難所の開設、運営等への協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、避難所の開設を要請するときは、電話等により要請を行うものとする。

3 乙は、甲から避難所開設の要請を受けたときは、施設等の運営に支障のない範囲で協力するものとする。

（利用施設等）

第3条 甲が利用する施設等は、次のとおりとする。

（1） 避難所として利用する施設

- ・平成30年5月10日締結の確認書「災害時における避難所の指定及び運営に関する確認書」の内容に加え、別紙の施設等について本協定で定める。

（2） 避難所として利用する施設に付随する乙の設備、備品、機器類等

（避難所配備職員の派遣）

第4条 甲は、避難所を開設する場合には、施設等に避難所配備職員を派遣するものとする。

（避難所の開設）

第5条 避難所の開設は、乙の職員の協力を得て、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。

2 乙が避難所の開設が必要であると判断した場合には、乙の施設を避難所の利用に供することができる。その場合は、乙はその旨を速やかに甲へ報告するものとする。

3 甲は、夜間休日等に災害が発生し、乙の施設に避難所を開設する必要があるときは、乙の施設を乙の了承のもとに避難所の利用に供することができるものとする。その場合の避難所の開設は、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。

4 避難所開設の具体的な内容については、乙の施設及び職員の被害状況等を勘案した上で、「塩尻市避難所運営マニュアル」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

(避難所の管理及び運営)

第6条 避難所の管理、運営については、乙は甲にできる範囲で協力するものとする。

(施設等の返還)

第7条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合、乙が早期に施設運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の施設等の利用範囲を縮小するときは、避難所の集約を図り、段階的に乙の施設等を乙に返還するものとする。

3 甲は、避難所を閉鎖するときは、速やかに、乙の施設等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、避難所として利用する前の状態に復元するものとする。

4 乙の施設等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 避難所の開設及び運営等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法(昭和22年10月18日号外法律第118号)が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(施設の重要な変更)

第9条 乙は、避難所に指定された施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を加えようとする場合は、甲に対し事前に届出るものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対して解除する旨の申出がないときは、本協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

(補則)

第11条 本協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 10 月 19 日

甲 長野県塩尻市大門七番町3番3
塩尻市
塩尻市長 小口 利幸

乙 長野県塩尻市大字片丘6342-4
長野県総合教育センター
所 長 飯島 由美

本協定にて利用する避難施設

施設名称	面積 (構造)	避難所種別	その他
宿泊棟	2,479.45 m ² (RC4F BC1)	指定避難所、指定緊急避難所に属さない避難所	<ul style="list-style-type: none">施設利用に際し、消耗品や光熱費など、避難所運営としての経費は塩尻市が負担いたします。個室の使用については、100室中、空き部屋を対象といたします。

資料 76 災害時における宿泊施設・設備等の施設利用等に関する協定書（長野県林業総合センター）

災害時における宿泊施設・設備等の施設利用等に関する協定書

塩尻市（以下「甲」という。）と長野県林業総合センター（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における宿泊施設・設備等（以下「施設等」という。）の利用等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の管理する施設等を避難所として利用すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（避難所開設の要請）

第2条 甲は、乙の施設等に避難所を開設する必要があるときは、乙に対し、施設等の利用及び避難所の開設、運営等への協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、避難所の開設を要請するときは、電話等により要請を行うものとする。

3 乙は、甲から避難所開設の要請を受けたときは、施設等の運営に支障のない範囲で協力するものとする。

（利用施設等）

第3条 甲が利用する施設等は、次のとおりとする。

（1） 避難所として利用する施設

宿泊棟

（2） 避難所として利用する施設に付随する乙の設備、備品、機器類等

（避難所配備職員の派遣）

第4条 甲は、避難所を開設する場合には、施設等に避難所配備職員を派遣するものとする。

（避難所の開設）

第5条 避難所の開設は、乙の職員の協力を得て、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。

2 乙が避難所の開設が必要であると判断した場合には、乙の施設を避難所の利用に供することができる。その場合は、乙はその旨を速やかに甲へ報告するものとする。

3 甲は、夜間休日等に災害が発生し、乙の施設に避難所を開設する必要があるときは、乙の施設を乙の了承のもとに避難所の利用に供することができるものとする。その場合の避難所の開設は、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。

4 避難所開設の具体的な内容については、乙の施設及び職員の被害状況等を勘案した上で、「塩尻市避難所運営マニュアル」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

（避難所の管理及び運営）

第6条 避難所の管理、運営については、乙は甲にできる範囲で協力するものとする。

(施設等の返還)

第7条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合、乙が早期に施設運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の施設等の利用範囲を縮小するときは、避難所の集約を図り、段階的に乙の施設等を乙に返還するものとする。

3 甲は、避難所を閉鎖するときは、速やかに、乙の施設等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、避難所として利用する前の状態に復元するものとする。

4 乙の施設等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第8条 避難所の開設及び運営等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法(昭和22年10月18日号外法律第118号)が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(施設の重要な変更)

第9条 乙は、避難所に指定された施設を廃止又は改築その他の事由により重要な変更を加えようとする場合は、甲に対し事前に報告する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対して解除する旨の申出がないときは、本協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

(補則)

第11条 本協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 10 月 19 日

甲 長野県塩尻市大門七番町3番3
塩尻市
塩尻市長 小口 利幸

乙 長野県塩尻市大字片丘5739番地
長野県林業総合センター
所 長 春日 嘉広

◎避難収容関係

資料 82 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

(1) 大門地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定人員 (人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
			塩尻トレーニングプラザ	大門一番町 1-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S63	鉄筋C	1,500	500
			大門二番町公民館	大門二番町 6-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S62	鉄骨	200	67
			大門三番町・四番町介護予防交流施設	大門三番町 12-2		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H27	鉄骨	231	77
			大門保育園 遊戯室	大門四番 7-13	H20 耐震改修	指定避難所 指定緊急避難場所		●	●	●	S54	鉄筋C	182	61
			大門保育園 園庭	大門四番 7-13		指定緊急避難場所		●	●	●			700	58
			塩尻西小学校 体育館	大門五番町 4-55		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H15	鉄骨	1,000	333
●	●		塩尻西小学校 校庭	大門五番町 4-55		指定緊急避難場所	●	●	●	●			9,900	1980
			大門児童館	大門五番町 4-21		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H18	重鉄	456	152
		●	大門地区センター(大門公民館)	大門六番町 3-10		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H28	鉄骨	660	220
			市立体育館	大門六番町 5-2	H19 耐震改修	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S42	S+SRC	2,602	867
			市立体育館 駐車場	大門六番町 5-2		指定緊急避難場所	●	●	●	●			7,000	1400
			レザンホール	大門七番町 4-8		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H8	鉄筋C	7,000	2333
			大門原公園	大門並木町 400-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,504	209
			原中央公園	大門幸町 600		指定緊急避難場所	●	●	●	●			3,104	259
			栈敷原児童公園	大門泉町 400		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,546	212
			信毎販売センターふれあいネット 中南信支社	大門泉町 7-7		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S58	鉄骨	210	70
			信毎販売センターふれあいネット 塩尻営業所	大門泉町 13-5		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H7	鉄骨	166	55
			大門七区第一公民館	大門桔梗ヶ原 76-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H4	鉄骨	200	67
			大門七区第二公民館	大門桔梗町 13-7		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H2	鉄骨	400	133

			塩尻駅西公園	大門桔梗ヶ原 1-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,851	238
			大門北公園	大門桔梗ヶ原 2-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			3,841	320
			ききょう公園	大門桔梗ヶ原 113-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			3,910	326
			工業会館	大門 1010-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S60	鉄筋C	500	167
			大門田川町公民館	大門田川町 150-258		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S61	木造	200	67
			グレイスフル塩尻	大門八番町 9-10		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●			305	102

(2) 塩尻東地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定 人員 (人)
							洪水	崖崩れ、 土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
			東山グラウンド	旧塩尻 872-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			7,000	1400
			東山公民館	旧塩尻 869-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S57	鉄骨	264	88
			東山体育館	旧塩尻 869-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S57	鉄骨	690	230
			柿沢区総合グラウンド	柿沢 484-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			9,000	1800
			柿沢公民館	柿沢 529		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H13	鉄骨	500	167
			金井公民館	金井 90		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S62	鉄骨	280	93
			金井区ふれあい広場	金井 90		指定緊急避難場所	●	●	●	●			800	67
			みどり湖花公園	金井ほか		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,000	83
			松原区公園	上西条 127-2		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,000	83
			上西条公民館	上西条 661-17	H21 耐 震改修	指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	S55	木造	328	109
			上西条防災広場	上西条 495-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			408	34
			上西条若宮グラウンド	上西条 876		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,200	240
			中西条構造改善センター	中西条 37		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H3	木造	270	90

			塩尻中学校 体育館	大小屋 61		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H4	鉄筋C	1,200	400
●	●		塩尻中学校 校庭	大小屋 61		指定緊急避難場所	● ● ● ●			14,400	2880
			堀ノ内公民館	堀ノ内 98-5		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H28	鉄骨	261	87
			長畝公民館	長畝 68-2		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H18	木+鉄骨	206	69
			長畝農業構造改善センター	長畝 69-1		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H4		62	21
			みずほ保育園 園庭	長畝 260		指定緊急避難場所	● ● ● ●			1,000	83
			みずほ保育園 遊戯室	長畝 260		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●			108	36
			栈敷介護予防交流施設	栈敷 324		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H26	鉄骨	64	21
			塩尻東小学校 体育館	塩尻町 427		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	S61	鉄筋C	800	267
			塩尻東小学校 校庭	塩尻町 427		指定緊急避難場所	● ● ● ●			8,500	1700
		●	塩尻東支所	塩尻町 648-1		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H17	鉄骨	725	242
	●		小坂田公園 多目的グラウンド	塩尻町 1080		指定緊急避難場所	● ● ● ●			9,600	1920
		●	武居博明宅	塩尻町 53		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●		木造	112	37
		●	ふれあいセンター東部	峰原 173-1		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H30 改修	鉄骨	700	233
			峰原公民館	峰原 173-2		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H13	木造	140	47
		●	塩尻東保育園 遊戯室	峰原 173-1		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H13	重鉄	130	43
			塩尻東保育園 園庭	峰原 173-1		指定緊急避難場所	● ● ● ●			1,600	133

(3) 片丘地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類			建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定人員 (人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震				
●	●		片丘小学校 校庭	片丘 5366		指定緊急避難場所	●	●	●			7,600	1520

			片丘農業者トレーニングセンター(片丘小学校 体育館)	片丘 5378-3		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●		鉄筋C	1,100	367
			片丘農村広場	片丘 5073		指定緊急避難場所	●	●	●			10,000	2000
		●	片丘支所(多目的研修センター)	片丘 4758-7		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S57	鉄骨	700	233
			長野県総合教育センター 講堂	片丘 6342-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H8	鉄筋C	1250	417
			長野県総合教育センター グラウンド	片丘 6342-4		指定緊急避難場所	●	●	●			3900	780
			大宮八幡境内 公園	片丘 6890-1		指定緊急避難場所	●	●	●			4,000	333
			片丘保育園 遊戯室	片丘 4933	H21 耐震改修	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●		鉄筋C	135	45
			片丘保育園 園庭	片丘 4933		指定緊急避難場所	●	●	●			870	73
			南内田コミュニティーセンター	片丘 4753-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H12	木造	300	100
			北熊井区公民館	片丘 8783-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H18	鉄骨	343	114
			南熊井中挟集落センター	片丘 10345-7		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S57	木造	276	92
			中挟公会所	片丘 11197		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S60	木造	100	33
			内田原公園	片丘 5010-129		指定緊急避難場所	●	●	●			1,690	141
			内田原公民館	片丘 5010-131		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H10	木造	130	43

(4) 広丘地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類			建築年度	構造	面積(m ²)	収容予定人員(人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震				
			広丘小学校 体育館	広丘原新田 116		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H22	鉄筋C	1,050	350
●	●		広丘小学校 校庭	広丘原新田 116		指定緊急避難場所	●	●	●			9,800	1960
			広丘西保育園 遊戯室	広丘原新田 279-5		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H8	鉄筋C	110	37

		広丘西保育園 園庭	広丘原新田 279-5		指定緊急避難場所	●	●	●	●			500	42
		広丘児童館	広丘原新田 291-2		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	R元	鉄骨	252	84
		原新田公民館	広丘原新田 244		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S57	鉄骨	600	200
		塩尻北部公園	広丘原新田 303-32		指定緊急避難場所	●	●	●	●			14,445	3583
		広丘短歌公園	広丘原新田 564-41		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,443	204
		広丘体育館	広丘原新田 291-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H26 改修	鉄筋C	724	241
		堅石原東公園	広丘堅石 250-9		指定緊急避難場所	●	●	●	●			700	58
		堅石グラウンド	広丘堅石 50-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			5,000	1000
		堅石区民センター	広丘堅石 599-2		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H8	鉄筋C	600	200
		広陵中学校 体育館	広丘堅石 457-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H1	鉄筋C	1,200	400
		広陵中学校 校庭	広丘堅石 457-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			13,000	2600
		堅石公民館	広丘堅石 1268-3		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H28	鉄骨	199	66
		松本歯科大学 野球場	広丘郷原 1780		指定緊急避難場所	●	●	●	●			8,000	1600
		松本歯科大学 陸上競技場	広丘郷原 1780		指定緊急避難場所	●	●	●	●			17,000	3400
		塩尻市総合体育館 (ユメックスアリーナ) メインアリーナ	広丘郷原 1657-2	令和3年 4月供用 開始	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	R2	鉄筋C 鉄骨	1,536	512
		塩尻市総合体育館 (ユメックスアリーナ) サブアリーナ	広丘郷原 1657-2	令和3年 4月供用 開始	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	R2	鉄筋C 鉄骨	754	251
		広丘南保育園 遊戯室	広丘郷原 1245-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H6	鉄筋C	88	29
		広丘南保育園 園庭	広丘郷原 1245-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			600	50
		郷原区民会館	広丘郷原 1085		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H7	鉄筋C	600	200
		丘中学校 体育館	広丘野村 1302		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S58	鉄筋C	1,000	333
		丘中学校 校庭	広丘野村 1302		指定緊急避難場所	●	●	●	●			20,000	4000
		野村公民館	広丘野村 1788-357		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S59	鉄骨	800	267

			野村第二公民館	広丘野村 836-2		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H18	木造	180	60
			野村区運動公園 大 運動場	広丘野村 1788-80		指定緊急避難場所	●	●	●	●			12,000	2400
			野村区運動公園 小 運動場			指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,400	280
			広丘野村保育園 遊 戯室	広丘野村 1788-80		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H22	鉄骨	150	50
			広丘野村保育園 園 庭	広丘野村 1788-80		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,600	133
			角前運動公園	広丘野村 1899-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,148	179
		●	老人福祉センターの むら	広丘野村 1788-364		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S59	鉄骨	490	163
		●	広丘支所（北部交流セ ンター）	広丘野村 2069-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H30	木+鉄 骨	1806	602

(5) 高出地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定 人員 (人)
							洪水	崖崩れ、 土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
		●	高出地区センター（高 出公民館）	広丘高出 1819-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H22	鉄筋C	150	50
			高出区民体育館	広丘高出 1819-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S58		200	67
			高出保育園 遊戯室	広丘高出 1949-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H20	重鉄	124	41
			高出保育園 園庭	広丘高出 1949-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1126	94
			中央スポーツ公園 な かよし広場	広丘高出 1486-194		指定緊急避難場所	●	●	●	●			4,000	800
			中央スポーツ公園 な かよし広場西駐車場	広丘高出 1486-195		指定緊急避難場所	●	●	●	●			9,000	1800
●	●		中央スポーツ公園 グ ラウンド	広丘高出 1486-194		指定緊急避難場所	●	●	●	●			10,000	2000
			中央スポーツ公園 テ ニスコート	広丘高出 1486-194		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,000	400
			桔梗小学校 体育館	広丘高出 1486-193		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S63	鉄骨	800	267

			桔梗小学校 校庭	広丘高出 1486-193		指定緊急避難場所	●	●	●	●			10,200	2040
			市営野球場	広丘高出 1818-3		指定緊急避難場所	●	●	●	●			20,000	4000
			塩尻志学館高校 大体育館	広丘高出 4-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H14	鉄骨	1,300	433
			塩尻志学館高校 小体育館	広丘高出 4-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H2	鉄筋C	800	267
			塩尻志学館高校 校庭	広丘高出 4-4		指定緊急避難場所	●	●	●	●			20,000	4000
			東京都市大学塩尻高等学校 校庭	広丘高出 2081		指定緊急避難場所	●	●	●	●			16,000	3200
			高出第二公民館	広丘高出 2114-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H2	木造	400	133
			日の出保育園 遊戯室	広丘高出 2073-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H10	重鉄	137	46
			日の出保育園 園庭	広丘高出 2073-5		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,000	83
			塩尻児童館	広丘高出 2073-5		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H10	重鉄	552	184
		●	ふれあいセンター広丘	広丘堅石 2150-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H27	鉄骨	300	100

(6) 吉田地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定人員 (人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
			吉田小学校 体育館	広丘吉田 1097		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S57	鉄筋C	820	273
●	●		吉田小学校 校庭	広丘吉田 1097		指定緊急避難場所		●	●	●			9,600	1920
			吉田東公民館	広丘吉田 1157-2		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H6	鉄骨	600	200
		●	吉田支所 (吉田地区センター)	広丘吉田 2901-3		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H12	鉄筋C	1,000	333
			吉田児童館	広丘吉田 1568-3		指定避難所 指定緊急避難場所		●	●	●	H12	重鉄	289	96
			吉田ひまわり保育園 遊戯室	広丘吉田 1150-6		指定避難所 指定緊急避難場所		●	●	●	H18	重鉄	104	35

		吉田ひまわり保育園 園庭	広丘吉田 1150-6		指定緊急避難場所	● ● ●				703	59
	●	田川の郷	広丘吉田 2219-1		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ●	H8			700	233
		ながうね公園	広丘吉田 1156		指定緊急避難場所	● ● ● ●				2,101	175
		信毎販売センターふれ あいネット 村井広丘 営業所	広丘吉田 1150-11		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ●	H8	鉄骨		88	29
		田川高校 大体育館	広丘吉田 2645		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ●	S58	鉄筋C	2,000	667	
		田川高校 小体育館	広丘吉田 2645		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ●	S59	鉄筋C	1,300	433	
		田川高校 校庭	広丘吉田 2645		指定緊急避難場所	● ● ●				21,400	4280
		吉田地区どんぐりの森 公園	広丘吉田 1734-1		指定緊急避難場所	● ● ●			3,950	329	
		若宮公園	広丘吉田 10-5		指定緊急避難場所	● ● ●				1,100	92
		えびの子水苑	広丘吉田 1301		指定緊急避難場所	● ● ● ●				5,000	417
		吉田原保育園 園庭	広丘吉田 3037		指定緊急避難場所	● ● ● ●				920	77
		吉田原保育園 遊戯室	広丘吉田 3037		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H27			99	33
		吉田児童館分館	広丘吉田 3037		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H27			138	46
		吉田原ふれあい公園	広丘吉田 3342		指定緊急避難場所	● ● ● ●				3,818	318
		吉田四区コミュニテ ィセンター	広丘吉田 814-3		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H6	木造		210	70
		浄化センター敷地内	広丘吉田 409-3		指定緊急避難場所	● ● ● ●				4,400	880
	●	長者原公園 グラウン ド	広丘吉田 440-3		指定緊急避難場所	● ● ● ●				5,000	1300
		吉田西防災コミュニテ ィセンター	広丘吉田 440-3		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H26	鉄骨		458	153
		長者原南公園	広丘吉田 507-1		指定緊急避難場所	● ● ● ●				2,503	209
		八幡原公園	広丘吉田 560-1		指定緊急避難場所	● ● ● ●				2,499	208

(7) 洗馬地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類			建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定人員 (人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震				
			上組グラウンド	洗馬 753		指定緊急避難場所	●	●	●			4,500	900
			上組生産振興センター	洗馬 752		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S58	木造	300	100
			元町公民館	洗馬 2187-12		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S57	木造	210	70
			洗馬小学校 体育館	洗馬 2524		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S56	鉄骨	800	267
●	●		洗馬小学校 校庭	洗馬 2524		指定緊急避難場所	●	●	●			13,000	2600
		●	洗馬支所 (洗馬農村環境改善センター)	洗馬 2550-2		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H2	鉄筋C	1,000	333
			芦ノ田転作促進研修センター	洗馬 2493-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S59	木造	370	123
			妙義保育園 遊戯室	洗馬 2535-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H4	鉄筋C	125	42
			妙義保育園 園庭	洗馬 2535-1		指定緊急避難場所	●	●	●			720	60
			洗馬児童館	洗馬 2713-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H20	重鉄	437	146
		●	ふれあいセンター洗馬	洗馬 2713-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H20	重鉄	734	245
			太田集会所	洗馬 656		指定避難所 指定緊急避難場所		●	●	H24	木造	58	19
			太田公民館	洗馬 361		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H28 改修	木造	372	124
			太田運動場	洗馬 1331		指定緊急避難場所		●	●			1,500	300
			岩垂グラウンド	洗馬 9168-1		指定緊急避難場所	●	●	●			6,000	1200
			岩垂公民館	洗馬 5722-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H8	鉄筋C	690	230
			下小曾部グラウンド	洗馬 5315		指定緊急避難場所	●	●	●			8,100	1620
			下小曾部集落センター	洗馬 5131-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S59	鉄骨	460	153

			旧小曾部保育園 園庭	洗馬 3703-4		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,000	167
			上小曾部農村広場	洗馬 3852-1		指定緊急避難場所	●		●	●			2,500	208
			上小曾部転作促進センター	洗馬 3857-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	S57	鉄骨	300	100

(8) 宗賀地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定人員 (人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
			桔梗ヶ原公民館	宗賀 71-591	H23 耐震改修	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S56	鉄骨	549	183
			市営総合運動場 グラウンド	宗賀 73-236		指定緊急避難場所	●	●	●	●			16,000	3200
			市営総合運動場 ゲートボール場	宗賀 73-236		指定緊急避難場所	●	●	●	●			3,000	600
		●	すがのの郷	宗賀 1298-514		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H6	鉄骨	700	233
			昭和電工 グラウンド	宗賀 545		指定緊急避難場所	●	●	●	●			9,700	1940
			平出遺跡公園	宗賀 362		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,800	233
			平出公民館	宗賀 600-1	H23 耐震改修	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S55	鉄骨	371	124
			塩尻西部中学校 体育館	宗賀 1461-2		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H11	鉄筋C	1,000	333
●	●		塩尻西部中学校 校庭	宗賀 1461-2		指定緊急避難場所	●	●	●	●			13,000	2600
			長野県野菜花き試験場 駐車場	宗賀 1066-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			5,000	1000
			床尾構造改善センター	宗賀 2041		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	S60	鉄骨	350	117
			床尾運動場	宗賀 2097-1		指定緊急避難場所	●		●	●			1,500	300
			宗賀小学校 体育館	宗賀 2646		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S60	鉄骨	800	267
	●		宗賀小学校 校庭	宗賀 2646		指定緊急避難場所	●	●	●	●			9,300	1860

		宗賀農林漁業体験実習館（洗馬公民館）	宗賀 2746-3		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S61	鉄骨	440	147
		宗賀支所（林業センター）	宗賀 2658-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S58	鉄骨	700	233
		宗賀中央保育園 遊戯室	宗賀 2411-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H15	重鉄	118	39
		宗賀中央保育園 園庭	宗賀 2411-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			900	75
		牧野公民館	宗賀 3847-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S59	木造	340	113
		本山区ゲートボール場 広場	宗賀 5011-14		指定緊急避難場所	●	●	●	●			900	180
		本山介護予防交流施設	宗賀 4992		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	H26	鉄骨	94	31
		日出塩桜の丘公園	宗賀 5784-1		指定緊急避難場所	●		●	●			7,000	583
		日出塩公民館	宗賀 6143-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S58	木造	281	94

(9) 北小野地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定人員 (人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
			古町区遊園地	北小野 2673-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,000	83
			両小野中学校 体育館	北小野 13389	H18 耐震改修	指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	S50	鉄筋C	600	200
●	●		両小野中学校 校庭	北小野 13389		指定緊急避難場所	●		●	●			6,700	1340
			北小野保育園 遊戯室	北小野 2894-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	S60	鉄筋C	93	31
			北小野保育園 園庭	北小野 2894-1		指定緊急避難場所	●		●	●			740	62
			宮前公民館（北小野転作促進センター）	北小野 155-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	S57	鉄骨	370	123
		●	北小野支所（北小野地区センター）	北小野 48		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H10	鉄筋C	1,200	400
			上田公民館	北小野 779-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S56	鉄骨	400	133

			いこいの森公園	北小野 4668		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,500	125
			勝弦グラウンド	北小野 4230-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,600	320
			勝弦公民館	北小野 4508-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H13	木造	400	133

(10) 檜川地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定人員 (人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
			信州リハビリテーション専門学校 アリーナ	贄川 1216		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	H8	鉄筋C	922	307
			信州リハビリテーション専門学校 校庭	贄川 1216		指定緊急避難場所	●		●	●			3,676	735
			贄川北部多目的集会所	贄川 640-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S61	木造	228	76
			桃岡コミュニティー消防センター	贄川 2246		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	H3	木造	238	79
			檜川運動場	贄川 2096		指定緊急避難場所	●		●	●			24,371	4874
			木曾くらしの工芸館 駐車場	木曾平沢 2221		指定緊急避難場所	●	●	●	●			4,800	960
			平沢旭町コミュニティー消防センター	木曾平沢 2433-9		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H5	木造	151	50
			檜川屋内運動場	木曾平沢 1451-138		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H8	鉄骨	1,377	459
		●	檜川支所	木曾平沢 1451-138		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	H11	木造	970	323
			檜川保育園 遊戯室	木曾平沢 1490		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	H23	木造	91	30
			檜川保育園 園庭	木曾平沢 1490		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,280	107
●	●		木曾檜川小学校 校庭	木曾平沢 1451-138		指定緊急避難場所	●		●	●			8,785	1757
			木曾檜川小学校 体育館	木曾平沢 1451-138		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	H4	鉄骨	937	312
			うるしの里広場	木曾平沢 2324-150		指定緊急避難場所	●		●	●			9,950	829

		うるしの里展望広場	木曾平沢 2206-2		指定緊急避難場所	●	●	●	●			400	33
		檜川中学校 校庭	奈良井 1037-3		指定緊急避難場所	●	●	●	●			10,861	2172
		檜川中学校 体育館	奈良井 1037-3		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S63	鉄筋C	937	312
		奈良井公民館	奈良井 342-7		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	H22	鉄骨平 屋	316	105
		水辺のふるさとふれあ い広場	奈良井 790-1		指定緊急避難場所			●	●			4700	392

(注) 1 指定緊急避難場所と指定避難所

平成 26 年の災害対策基本法の一部改正により、明確な区分がされていなかった避難地及び避難施設が「指定緊急避難場所」「指定避難所」に区分されることとなりました。

指定緊急避難場所は災害の種類毎に指定をすることとなっています。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができます。

2 収容予定人員

収容予定人員は避難場所の面積より次のとおり算定しました。収容予定人員はあくまで目安です。

指定避難所 建物面積に対して、避難者 1 人あたり 3 平方メートル程度

指定緊急避難場所

公園・園庭など：敷地面積の半分に対して、避難者 1 人あたり 6 平方メートル程度（遊具等の設置を考慮）

グラウンドなど：敷地面積に対して、避難者 1 人あたり 5 平方メートル程度

3 福祉避難所

障害者、高齢者、乳幼児など特別な配慮を必要とする方々「要配慮者」を優先的に（限定ではありません。）収容、保護する避難所をいいます

◎その他

資料 104 要配慮者等関連施設一覧表

(1) 要配慮者等関連施設一覧表（高齢者施設）

施設名	所在地	電話番号	災害区分			区域の名称	危険箇所番号
			浸水想定区域	土砂災害警戒区域			
				警戒区域	特別警戒区域		
特別養護老人ホーム えんれい	片丘 6778-1	0263-54-7351		○（土石流）		中洞川	D08-215-109
ケアハウス えんれい	片丘 6778-3	0263-53-3788		○（土石流）		中洞川	D08-215-109
デイサービスセンター 百寿荘	片丘 6778-3	0263-87-1516		○（土石流）		中洞川	D08-215-109
グループホーム ハピネス	片丘 7111-1	0263-87-1208		○（土石流）		中洞川	D08-215-109
グループホーム きんもくせい	片丘 7324-1	0263-53-6212		○（土石流）		権現沢川	D08-215-003
萌生の里	木曾平沢 2396-1	0264-34-1100		○（土石流・急傾斜）	○（土石流）	川鳥沢 南原 2 南原 3	D08-215-131 K08-215-305 K08-215-306
田川の郷	広丘吉田 2219-1	0263-85-5300	○			田川	

注) ○印は災害が想定される区域内に位置することを示す。

(2) 要配慮者等関連施設一覧表（児童福祉施設）

施設名	所在地	電話番号	災害区分			区域の名称	危険箇所番号
			浸水想定区域	土砂災害警戒区域			
				警戒区域	特別警戒区域		
片丘保育園	片丘 4933	0263-54-0486		○（土石流）		小場ヶ沢川	D08-215-107
北小野保育園	北小野 2894-1	0266-46-3602		○（土石流）		川鳥川	D08-215-037
檜川保育園	木曾平沢 1490	0264-34-2320		○（土石流）		母沢	D08-215-124
片丘児童館	片丘 5071	0263-53-5486		○（土石流）		権現沢川 小場ヶ沢川	D08-215-003 D08-215-107
檜川放課後教室	木曾平沢 1451-138	0264-34-1120		○（土石流）		綿沢 1	D08-215-125
大門保育園	大門四番町 7-13	0263-54-0485	○			田川	
吉田ひまわり保育園	広丘吉田 1150-6	0263-58-0607	○			田川	
吉田児童館	広丘吉田 1568-3	0263-86-2942	○			田川	

注) ○印は災害が想定される区域内に位置することを示す。

(3) 要配慮者等関連施設一覧表 (障がい児・者施設等)

施設名	所在地	電話番号	災害区分			区域の名称	危険箇所番号
			浸水想定区域	土砂災害警戒区域			
				警戒区域	特別警戒区域		
リーノ	広丘吉田 50-7	0263-75-4171	○			田川	

(4) 要配慮者等関連施設一覧表 (医療施設)

施設名	所在地	電話番号	災害区分			区域の名称	危険箇所番号
			浸水想定区域	土砂災害警戒区域			
				警戒区域	特別警戒区域		
渡辺歯科医院	片丘 4949-2	0263-54-3534		○ (土石流)		権現沢川 小場ヶ沢川	D08-215-003 D08-215-107
塩尻市国民健康 保険 檜川診療所	木曾平沢 1451-138	0264-34-3500		○ (土石流)		綿沢 1	D08-215-125
ふるや内科クリ ニック	大門四番町 7-14	0263-87-2280	○			田川	
清水外科胃腸科 医院	広丘吉田 294-2	0263-58-2474	○			田川	
滝歯科医院	広丘吉田 315-8	0263-57-0648	○			田川	

注) ○印は災害が想定される区域内に位置することを示す。

(5) 要配慮者等関連施設一覧表 (学校)

施設名	所在地	電話番号	災害区分			区域の名称	危険箇所番号
			浸水想定区域	土砂災害警戒区域			
				警戒区域	特別警戒区域		
片丘小学校	片丘 5366	0263-52-1606		○ (土石流)		権現沢川 小場ヶ沢川	D08-215-003 D08-215-107
木曾檜川小学校	木曾平沢 1451-138	0264-34-2004		○ (土石 流・急傾斜)	○ (土石流)	綿沢 1 母沢 綿沢	D08-215-125 K08-215-311 K08-215-312
檜川中学校	奈良井 1037-3	0264-34-2242		○ (急傾斜)	○ (急傾斜)	橋戸 1 橋戸 2	K08-215-308 K08-215-309
両小野中学校(組 合立)	北小野 13389	0266-46-2957		○ (土石流)		堂ノ入 川鳥川	D08-215-036 D08-215-037
吉田小学校 (校庭のみ)	広丘吉田 1097-2	0263-58-0753	○			田川	
田川高校	広丘吉田 2645	0263-86-3000	○			田川	

注) ○印は災害が想定される区域内に位置することを示す。